

# 簡易専用水道検査済証

介護老人保健施設ゆうゆうハウス 殿

工事名 : 簡易専用水道検査

工事箇所 : ゆうゆうハウス

工事日 : 平成19年12月5日

富山市新桜町2番21号MKD9ビル9F

三谷産業株式会社

空調事業部 富山支店

TEL 076-432-6191





厚労省登録 第54号  
所在地 富山県富山市千歳町1-1 業委会館内  
電話番号 076-445-5430  
検査機関名称 社団法人 富山県薬剤師会  
代表者 会長 沖本 明

### 簡易専用水道検査済証

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の検査結果は次のとおりです。

検査日	平成19年12月5日		整理番号(施設コード)	小矢部市-019	
検査施設	名称	介護老人保健施設 ゆうゆうハウス			
	所在地	富山県小矢部市島322			
設置者	名称	医療法人社団啓愛会 理事長			
	名称	有限会社富山センカン	担当者	岩崎久住	
管理者	所在地	富山市金代1-2		電話	076-423-1871
	検査立会者	氏名	鶴来紀男		

#### 施設概要

種類	非特定建築物	建築物環境衛生管理技術者氏名	—			免状番号	第 — 号	
主用途	病院					竣工年月	平成12年2月	
給水方式	圧力タンク方式							
防錆剤使用	無	滅菌装置使用	無	利用者数	80 人	使用水量	16 m <sup>3</sup> /日	
受水槽	槽数	2	有効容量	12 m <sup>3</sup>	高置水槽等	槽数	—	
	形状	告示型	設置場所	屋内	設置場所	—	容量	— m <sup>3</sup>
	材質	FRP						材質

#### 検査結果

[判定：適=○，不適=×]

検査事項	判定基準等	判定	
		受水槽	高置水槽
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	○	—
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	○	—
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	○	—
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	○	—
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	○	—
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	○	—
3. 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	○	—
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	○	—
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	○	—
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	○	—
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	○	—
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	○	—
	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	○	—
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	○	—
5. マンホールの状態	流入口と流出口が近接していないこと。	○	—
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	○	—
	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	○	—
5. マンホールの状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	○	—
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	○	—

検査事項	判定基準等	判定						
		受水槽	高置水槽					
施設及びその管理の状態に関する検査	6. オバ-70-管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○	—				
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	○	—					
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○	—					
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	○	—					
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○	—					
7. 通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	○	—					
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	○	—					
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	○	—					
8. 水抜き管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	○	—					
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	○	—					
9. 給水管等の状態	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。	○	—					
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	○	—					
水質検査	10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	○	—				
	11. 味	異常な味が認められないこと。	○	—				
	12. 色	異常な色が認められないこと。	○	—				
	13. 色度	5度以下であること。	( 1度未満 )	○				
	14. 濁度	2度以下であること。	( 0.5度未満 )	○				
15. 残留塩素	検出されること。	( 0.6 mg/l )	○					
	末端給水栓における遊離残留塩素が検出されない場合	高置水槽 mg/l 受水槽 mg/l 直接給水栓 mg/l	○					
書類検査	16. 書類の整備	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	○	—				
	受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	○	—					
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	○	—					
	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	○	—					
管理記録等	記録保存	実施日	実施者(委託会社名等)					
	水槽の掃除	有	平成19年10月27日	有限会社富山センカン				
	異常発生時の水質検査	—	—	—				
検査事項	記録	頻度	記録	頻度	記録	頻度		
	給水設備点検	—	回/年	飲料水外観検査	—	回/月	残留塩素測定	—
その他	判定基準等						判定	
助言・特記事項	A: 良好です。継続して管理してください。							
総合判定	助言・特記事項の#は前回検査より改善されていないもの。##は3回連続、###は4回以上連続して改善されていない助言事項。							
検査員氏名	鈴木 慎太郎							